

大分県立 [REDACTED] 高等学校

校長 [REDACTED] 殿

大分県立 [REDACTED] 高等学校 PTA

会長 [REDACTED] 殿

学校納入金についてのご回答を拝見しました。

私の問い合わせは、進路指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代について、どのような性質の費用なのかをご説明頂くことでした。その費用の使途や意義の説明を求めていたわけではありません。

『学校教育法 第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。』から、当然、学校が徴収することはあり得ないことから、PTAがPTA会費以外の目的で徴収しているものだと推認しておりました。まずこの点は確認できました。

次に、PTAの活動に必要な経費であれば、PTA会費が徴収されているのであり、PTAの会員がそれ以上の負担をする合理的な理由は存在しません。したがってこの3つの費用は、PTA活動以外の使用目的のためにPTA(PTAは法人格がありませんからその主体とはPTA会長でしょうか?しかし実体は学校でしょうか?)がPTA会員ないし保護者に対して負担協力を要請する性質のもの=寄付金だと理解します。この理解でよろしいでしょうか、再度端的にご回答ください。

この3つの費用が寄附金であれば、PTA会員などに対して使途を説明した上で協力を求め、支払い意志を確認した上で徴収しなければならないと考えます。

現状では、学校とPTAは説明責任を果たさず、故意に支払い意志の確認を怠り、これらの費用の支払いを求める印刷物を学校名で「学校納入金」と言う名目で配布することによって、実体はPTAの寄付金であり、委任を受けた学校が代理徴収しているに過ぎないにもかかわらず、あたかも学校に対して保護者全てが支払わなければならないような錯誤を与えています。これは詐欺行為であり、徴収を委託された学校の責任も重大です。

更に、『地方財政法(割当的寄附金等の禁止)

第四条の五 国(国的地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことはしてはならない。』に鑑み、特定の使途に対して寄付金を予算化することは、割当的寄附金などに該当し、地方財政法に違反します。また寄付の強制については違憲判断も出ています。

私が問題としているのは、費用の使途ではありません。学校教育を真の意味で充実したものにするために、ある程度資金が必要だという主張があることは理解します(しかし、寄付金を募るだけが解決策ではないし、むしろ寄附金は緊急避難的対応であり、本来は文部行政に改善を働きか

けるべきです。)。しかし、だからと言って、保護者や PTA 会員に対して本来行うべき説明責任を果たさず、意思確認を怠り、半ば保護者を欺いて不正な方法で資金を強制的に徴収することが正当化できるものではありません。

個別の学校に対して安易に寄附金を投入することは公教育の機会均等の原則を形骸化するものであり、問題であることは心に留めておくべきだと考えます。その意味でも教育環境が不十分なのであれば、組織的な寄附金によるその場しのぎの対応を固定化することはむしろ好ましいことではないと考えます。

これを考慮した上で、ほんとうに必要な資金であれば、しっかりとその意義を説明した上で協力を求め、本人の意志確認を行った上で寄付を募るべきであり、それであれば何ら問題は生じません。

PTA の加入の問題につきましては、PTA 会員資格者(保護者、教職員、その他)に対して、PTA は学校とは全く独立の任意団体であって、加入は自由意志によること、いつ如何なる理由でも退会が可能であることを周知し、また規約にも明記した上で、PTA 規約を説明し、本人の参加意志確認をとる手続きを取らなければなりません。

また、高体連・高文連会費は保護者に支払い義務はないものです。学校はその意義を説明し、支払い協力を要請し、支払い意志を確認した上で賛同者についてのみ集金しなくてはなりません。

県教委の教育財務課に確認したところ、本来ならば、教材費の徴収においても、事前に支払い意志を確認した上でなければ銀行引き落としをしてはならないと言っておりました。まして寄附金であれば当然事前に意思確認をすべきことは当然です。

以上、進路指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代、さらに PTA 加入・会費支払、高体連・高文連会費について、説明責任を果たし、本人意志の確認を行った上で賛同する者に対して集金することを徹底することを要求します。回答を求めます。

次に朝講座・土曜講座についてです。これが PTA の事業(主催)であるのならば、PTA 会員である教師がボランティアで授業を行えば良いことだと考えます。言うなれば、PTA 会員が交通安全指導を行ったり、広報誌を作成するのと同じであり、殊更 PTA の一事業である朝講座・土曜講座を担う会員だけが謝礼を受け取るのは不合理だと考えます。

PTA が課外授業を主催する場合、これは PTA の社会貢献として学習の場を提供することであって、受講した生徒が受益者負担で費用を支払うという性質のものではないと考えます。『PTA が受益を受ける生徒の保護者に対して拠出をお願いする経費』というのであれば、極論すれば PTA が学校という場を利用して学習塾を経営するようなものであり、PTA の主旨と少し違うと思います。単純に、印刷物などの実費負担とすれば明解であると考えます。

再度確認です。朝講座・土曜講座代を支払わなくても受講できると理解してよろしいですか。回答を求めます。尚、実費負担についてはご請求いただければ支払います。

朝講座につきましては、高校のホームページにあたかも高校の教育の一部のように紹介され、

正規の授業と連続して実施されており、娘に聞いたところ、通常の授業と同じことを行っていることもあるということです。

これは通常の学校の講義と分かつことの出来ないものであり、2012年5月9日付 文部科学省初等中等教育局長通知で述べられている『…その事業の内容や実施方法が、学校の本来の教育活動として行われるべきと考えられるもの（教育課程の一部として実施していると見なさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別が明確でないものなど）について、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないことから適当でないこと。』に該当するものであり、この点からも PTA が謝礼を支払うのは問題だと考えます。ご見解をお聞かせください。

以上、前回の回答で不明な点に再度ご回答をお願いいたします。

以上

2013 年 11 月 7 日